

時事新報

日本社會論(前號の續)

ドクトルシモンズ原文 伊吹雷太譯

凡そ人生の初期即ち幼年の間の教育は其人將來の性質を鑄造するもれば甚だ大切なることは世人の普く知る所にして余が言ふ待たざるあり而して此初期間の教育訓練は全く母の手に成るものなれば即ち將來第二世の男女たるもの性質の善悪は主として其母の性質如何に關するや亦明なり即ち之を第四の定義に從て論理を結ぶとせば一國社會は良否も一國政府の善悪も其國民の母たる者の性質如何に在りて斷定せざる可らざるなり而して今この論結と前に述べたる人の子女なるものが其兩親に對して恭順なるまじき甚だ大切なるを以て其恭順の徳と微弱にせるものは其物即ち一家を害し社會の秩序を亂だすものなりとの議論と兩様の主意をして太過なからしめなば今日日本人が外國の風俗習慣を模倣して一個の新聞國を組織せんとする際にも能く注意して其家族の仕組とば成丈り保存して決して破壊す可らざるなり

上來の説は日本人の一般に心得居る事柄にして數百千萬の久しき之と保存之と履行し來りたることなれば特更に余が喋々辨を要せざるも似れども鄙見を以てすれば今や日本人は歐米文明の外相に心酔して彼國々の事物とさへ云へば善惡得失の差別もなく漫々真似せんとて底止する所を知らざるもの、如し其の餘勢の波及せる所、遂に彼の學理前より論ずるも經驗上より見るも甚だ尊重す可き自國家族の仕組を破壊せんとするの實蹟あるの如何も堪まじき次第に於て是れ即ち一片の婆心余をして黙々しむを得ざるまじき所あり

日本の紳士には其令嬢をして早く歐米の風俗習慣を學ばしめ洋食を喫し洋服を穿し洋琴を彈き洋舞を學び時々に或は舞會場燈燦爛花鮮妍の其中に得々して僅々其面を知り、未だ其名を聞かざる程淺く交りの紳士と兩々纖手を交へて踊々蝶々の舞を爲し、舞罷んで相對して洋椅に寄り英語喃々葡萄の美酒に酔ひ玉顏紅を顔して秋葉を欺き唱歌聲朗にして春鶯に似る等純然たる西洋貴嬢の爲に習はせんとて心を煩す人もありと聞かしか余は此等の人々に問はんとす君が君の女兒をして僅々數月の間歐米の教育を受け外國の風俗習慣を養成せられたる其結果は果して如何なる思想、如何なる舉作を養成せられたるや從前より一層兩親に對して恭順なるや、一層自家の生活に満足を感じざるや、母を助けて家事に執事し弟妹を愛撫して之を教導するの狀は從前に倍して神妙なるや、世の流行を逐て奢侈に奔るの弊なく能く自身の物敷寄を節して經濟に美德を養成せられたるの實蹟あるや、即ち語を換へて之を略言すれば今の女兒は後年家に居て今の彼等の母よりも更に優りて其善母たるの見込あるや

余は實小氣の毒ながら否と云はざるを得ざる其次第は今日の女兒等は業に既に恭順の徳を微弱にし自家の有様を不満を抱く者あるが如し時に或は彼等の慈母が洋服を購ふは暫らく猶豫すべし、寶玉を飾るは餘り驕奢なり、青年の男子と手を交へて共に遊戯するなどは餘り宜まからず云々として、禮に教訓せんとすれば女兒は忽ち憤怒の聲を放て其母を嘲笑し馬鹿々々是れ即ち文明の流行なり天保年間の老人輩能く之を知らんや上等女學校の講堂に入て塾字を學ばず何々貴女會の社員と爲りて踏舞を習はざる者にして何ぞ能く當世文明の女子を教訓學問するを得べけんや恭謙從順の古風陋習あり今や權理を尊び自由と重んずるの世界ありなど云ふ甚だ不遜不始末なる奇談は屢々余輩外國人の耳葉にも達する所なきはあや

左れば日本は父母たる者が長く此誤信を繼續したるに非ず唯後來の不幸を其當局の女兒に蒙らしむるのみならず家内の秩序を亂だし平和を害し遂には悲歎憂悶の中に一家を沈沈憂涙濺いで川を爲し未だ年ならざるに富貴の雲と頭上に戴く悲境に陥りて始て昔非を悟るも已に及ばざるもなれば其過の未だ深からざる今日に當り其成れば文明は其國民智徳の發達に在りて衣服飲食習慣の差別に在らざるを知り後日躰を辱むの悔なからんを勉むるは甚だ大切なりと信する可し

耶蘇宣教師等の設立して日本の女兒を教育する諸學校に於ても彼の日本人が更に實用に頓着することなく軍國主義なる外國の風習を真似して年少の子女を刺戟齷齪せしめ以て其行路を誤らしむるの狂態を視て時勢の恐る可記を知り近來は特に注意して自家の生徒にの斯る過失なからしめんとて甚だ勉むること余が親しく知る所なり

左れば余は日本人に向て連呼して忠告せんと注意せよ注意せよ注意して決して日本特有の家族の仕組を破壊し殊に婦人の教育仕組を古習舊慣を放棄するなかれと、此仕組中婦人の言行を規制する慣行は歐米の風習に比して其外見聊か苛酷なるに似たるもれれども其内面の實際の必ずしも然るに非ず其積弊を除いて事の本體に還れ主義は美にして(一)二例外は(二)朝にして其根柢より破壊するあらんには必ず一家の平和秩序を危ふするや疑ある可らず是れ余が敢て斷言し得る所なり

「不品行ものは唯男子」とは西洋の諺あるが此句は實に能く日本の今日の有様に適中する言にして日本男子頂門の一針あり日本の輿論習慣が婦人に望む所は共同主義直る徳行を男子に責めずして如何なる不品行をも其まゝに差許し等閑に看過して更に規制せざるは實に甚だしき缺典あまて婦人に對して此上もあき不正不敬なりと云はざる可らず

陸海軍軍刀正劍並屬品調造  
陸海軍軍刀正劍並屬品調造  
陸海軍軍刀正劍並屬品調造

高桑虎之助  
高桑虎之助  
高桑虎之助

教科擴張及移轉廣告  
教科擴張及移轉廣告  
教科擴張及移轉廣告

梅津速治廣告  
梅津速治廣告  
梅津速治廣告

○大藏省告示第百二十七號  
東京金庫局及大坂金庫局出張所ノ金庫ハ本月十一日ヨリ當分ノ内午前九時開扉午後一時閉鎖ス  
○大藏省告示第百五十六號  
紀伊國西牟婁郡潮洲上野郵便局郵便爲換事務九月十五日限リ閉鎖シ同日ヨリ同郡申本郵便局ニ於テ郵便爲換事務ヲ開ス  
○大藏省告示第百五十七號  
明治二十年九月三日 遞信大臣子爵樺本武揚  
陸前國登米郡赤生津郵便局 陸前國本吉郡小泉郵便局 明治二十年九月三日 遞信大臣子爵樺本武揚

○歐洲電報 近着のストレイトタイムスは左の電報を記載したり  
○愛蘭事件 倫敦八月十一日發  
英國總理大臣ソールズベリ侯が官邸に於て或る人への話に英國政府は今回愛蘭に就新に得たる權力を深く謹慎して行使すべきも敢て憶するべしなるべし且政府は國家の繁榮之が爲めに速かに回復せんことを期せりと述へたり  
○バルガリヤ事件 維也納八月十一日發  
フルツナンド公のバルガリヤ國に赴き自らの自から思立たるもとにて諸外國の助力に由りたるにあらざる旨維也納の官報に記載せり  
○全 國 國新聞のフルツナンド公を嘲笑して純然たる山崩ありと云ひ且つ公の企圖の確お失敗すべき旨を原言し

○全 國 國新聞のフルツナンド公を嘲笑して純然たる山崩ありと云ひ且つ公の企圖の確お失敗すべき旨を原言し  
○全 國 國新聞のフルツナンド公を嘲笑して純然たる山崩ありと云ひ且つ公の企圖の確お失敗すべき旨を原言し  
○全 國 國新聞のフルツナンド公を嘲笑して純然たる山崩ありと云ひ且つ公の企圖の確お失敗すべき旨を原言し

○全 國 國新聞のフルツナンド公を嘲笑して純然たる山崩ありと云ひ且つ公の企圖の確お失敗すべき旨を原言し  
○全 國 國新聞のフルツナンド公を嘲笑して純然たる山崩ありと云ひ且つ公の企圖の確お失敗すべき旨を原言し  
○全 國 國新聞のフルツナンド公を嘲笑して純然たる山崩ありと云ひ且つ公の企圖の確お失敗すべき旨を原言し

否や甚だ疑はまき  
したるはアマガ  
領土分裂の時機到  
の決心より出でた  
○布哇の新憲法  
ソノ氏其職を退  
り閣員は悉く亞米  
かく隨て今度新  
權を伸張し王權を  
も實に共和政治の  
るしく變更したる  
一、憲法第廿六  
して國家の安寧  
を養成支配する  
王は海陸軍の總  
切軍兵を組成す  
一、同廿八條又  
生したる場合合  
ありしに新法は  
一、同卅九條に  
す可らずとあり  
べしとありと云  
し而して之を免  
時又は國會議員  
限るべしと改先  
一、同四十九條  
を認可する時  
も認可せざる時  
は其却下せられ  
回の議會迄の再  
法又は國會と經  
に之を國王に奉  
に記名したる時  
の時之を國會  
に記入せ更に再  
多數を以て再決  
國王若し既決議  
却下せざる時は  
云々と改めたり  
一、同五十七條  
族は存生中其位  
族の人民之を撰  
を改めたり(此  
廿七八名と相  
議員より成立す  
民機となり唯通  
議員は二年一  
られたるものと  
りたるに同じ)  
此外舊法は之を  
は之を法律の定め  
を有するを得たり  
の外に歐米人種  
假令幾年此國に居  
程の財産を有する  
さるとされり尤  
も勝劣れば此種  
ては風に條約もあ

○全 國 國新聞のフルツナンド公を嘲笑して純然たる山崩ありと云ひ且つ公の企圖の確お失敗すべき旨を原言し  
○全 國 國新聞のフルツナンド公を嘲笑して純然たる山崩ありと云ひ且つ公の企圖の確お失敗すべき旨を原言し  
○全 國 國新聞のフルツナンド公を嘲笑して純然たる山崩ありと云ひ且つ公の企圖の確お失敗すべき旨を原言し

○全 國 國新聞のフルツナンド公を嘲笑して純然たる山崩ありと云ひ且つ公の企圖の確お失敗すべき旨を原言し  
○全 國 國新聞のフルツナンド公を嘲笑して純然たる山崩ありと云ひ且つ公の企圖の確お失敗すべき旨を原言し  
○全 國 國新聞のフルツナンド公を嘲笑して純然たる山崩ありと云ひ且つ公の企圖の確お失敗すべき旨を原言し

○全 國 國新聞のフルツナンド公を嘲笑して純然たる山崩ありと云ひ且つ公の企圖の確お失敗すべき旨を原言し  
○全 國 國新聞のフルツナンド公を嘲笑して純然たる山崩ありと云ひ且つ公の企圖の確お失敗すべき旨を原言し  
○全 國 國新聞のフルツナンド公を嘲笑して純然たる山崩ありと云ひ且つ公の企圖の確お失敗すべき旨を原言し

負債  
一金五十三萬四千五百  
右ハ今般大藏債  
九十六萬二千五百圓